

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	福祉医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笠松町は、福祉医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県笠松町長

公表日

令和5年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>岐阜県福祉医療費助成事業補助金制度及び笠松町福祉医療費の助成に関する条例に基づき、乳幼児、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対して、医療費の一部を助成する事務を行う。</p> <p>福祉医療費助成に関する事務では、特定個人情報を次の事務で使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①福祉医療費受給者証に係る各種申請等の受付、審査、決定交付②受給資格等の管理、確認③医療費支給申請等の確認、審査、決定支給
③システムの名称	宛名管理システム、重度心身障害者医療システム、乳幼児医療システム、ひとり親医療システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名システムファイル、重度心身障害者医療システムファイル、乳幼児医療システムファイル、ひとり親医療システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項、笠松町個人番号の利用に関する条例(番号条例)(平成27年12月24日条例第35号)第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号、番号条例第4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	笠松町役場 総務部総務課 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地 058-388-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	笠松町役場 住民福祉部住民課 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地 058-388-1115

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民課長 加藤 順子	住民課長	事後	様式の変更により所属長名を削除
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月15日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点の変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月15日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式の変更によりリスク対策を追加
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	時点の変更
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	時点の変更
令和5年12月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項、笠松町個人番号の利用に関する条例(番号条例)(平成27年12月24日条例第35号)第4条		事後	条例改正による根拠条文の変更
令和5年12月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	事業実施による変更
令和5年12月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第9号、番号条例第4条	事後	条例改正による根拠条文の変更
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満 令和2年3月1日 時点	1,000人以上1万人未満 令和5年12月28日 時点	事後	対象人数及び時点の変更
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年12月28日 時点	事後	時点の変更